下郷町復興推進計画

平成27年12月28日福島県下郷町

1. 計画の区域 下郷町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらし、原子力発電所の事故による風評被害は、未だに農業や観光業といった本町の基幹産業に深刻な影響を与えている。本町が有する観光地で代表的な「大内宿」の入込客数は、平成22年は、1,009,904人あったが、震災後、風評被害により584,864人に落ち込み、その後、回復傾向にあるが、平成26年で791,364人と震災前に及ばない状況である。

また、関連するサービス業や製造業においても雇用の不安定化が懸念されるなど、 その被害額は、約18億円(平成27年11月現在)にも上り地域経済に甚大な影響を 及ぼしている。

このような中で、本町としては、地域特性や地域資源を活用し、福島復興に貢献していくとともに、本町の地域福祉への貢献及び雇用機会への拡大を図るため、引き続き風評の払拭に取り組みながら、本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進める必要がある。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の中核産業である製造業立地企業の新たな新規(車載・ATM)センサ事業を支援し、体力強化を図ることによって、地域福祉への貢献及び雇用機会の拡大を促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に立地する株式会社日本アレフ(以下「対象事業者」という。)が本町大字落合地区において、センサ製造自動化設備の設置に必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

対象となる事業は、町内の製造業における従業員数で第3位の中核的な産業である情報通信機械器具製造業の大部分を占める対象事業者が、新たに(車載・ATM)センサ製造自動化設備を設置するものであり、5人の新規雇用を創出するものである。したがって、本事業による雇用効果や経済効果は大きく、計画の目標にある「本町の地域福祉への貢献及び雇用機会への拡大を図る」ために必要かつ有効な事業で

ある。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業 施行規則第2条第6号
- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名 株式会社東邦銀行
- ⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関 への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の 区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、本町の情報通信機械器具製造業における唯一の企業であり、製造している各種センサ等の製品は、防犯警報装置として大手警備保障会社、行動判別センサは在宅乃至施設での介護等福祉分野で幅広い活用実績があり、このたび新たに(車載・ATM)センサ事業を実施することにより、各種分野での幅広い活用が期待される。当該計画の実施により、対象事業者の生産能力が増強されることは、関連する地域産業の活性化と雇用の拡大にも結び付くものであり、これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生が期待できるものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、下郷町、福島県、下郷町商工会、株式会社東邦銀行、対象事業者を構成員とする下郷町復興推進協議会(地域協議会)において、法第4条第6項に基づく協議を行った。